平成20年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時:平成20年7月28日(月)

午後1時59分~午後3時52分

場 所:大阪市中央区大手前三丁目1番43号

プリムローズ大阪「鳳凰の間」

議題

【審議案件】

議第265号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

議第266号「北部大阪都市計画道路の変更」について

議第267号「北部大阪都市計画土地区画整理事業(摂津第一)の変更」 について

議第268号「北部大阪都市計画土地区画整理事業(鳥飼)の変更」 について

議第269号「大阪府景観計画の策定」について

【報告案件】

「大阪府防災都市づくり広域計画(案)の策定」について

平成20年度 第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職名	出欠	備考
1		岡田憲夫	京都大学教授	出	会長
2		土 井 幸 平	大東文化大学教授	欠	会長代理
3		松室猛	地方行政研究会会長	出	
4		溝 畑 朗	大阪府立大学教授	出	
5		細見昌彦	大阪学院大学教授	出	
6	学 識 経 験 の あ る 者	荻 田 緋 佐 子	大阪商工会議所女性会参与	出	
7		西村多嘉子	大阪商業大学教授	出	
8		上原理子	弁護士	出	
9		森 本 幸 裕	京都大学教授	出	
10		井川勝巳	大阪府農業会議会長	欠	
11		増田昇	大阪府立大学教授	欠	
12		齊 藤 昭	近畿農政局長	出	代理:農村振興課長松下博
13		平工奉文	近畿経済産業局長	欠	
14	関 係 行 政 機 関 の 職 員	木 下 誠 也	近畿地方整備局長	出	代理:復興事業調整官佐古康廣
15		各務 正人	近畿運輸局長	出	代理:交通企画課長堤 俊哉
16		縄 田 修	大阪府警察本部長	欠	
17		梅本憲史	府議会議員(自民)	出	
18		大島 章	府議会議員(自民)	出	
19		吉田利幸	府議会議員(自民)	出	
20	府議会議員	中村 哲之助	府議会議員(民主)	出	
21	机 贼 女 贼 矣	ウルシハラ周義	府議会議員(民主)	出	
22		林格	府議会議員(公明)	出	
23		柏原賢祥	府議会議員(公明)	出	
24		堀 田 文 一	府議会議員(共産)	出	
25	市町村の長を	倉 田 薫	大阪府市長会会長	欠	
26	代表する者	中 和博	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議長を代表	山田 幸夫	大阪府市議会議長会会長	出	
28	する 者	藤原敏司	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び	平 松 邦 夫	大阪市長	田	代理:副市長柏木孝
30	大阪市会議長	多賀谷 俊史	大阪市会議長	出	

平成20年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏	名	関連議案番号
1	茨木市副市長	山本	正治	議第265号
2	茨木市議会議長	田中	総司	議第2005
3	箕面市長	藤沢	純一	議第265号
4	箕面市議会議長	大越	博明	
5	高槻市副市長	石井	克尚	議第266号
6	摂津市副市長	小野	吉孝	議第267号、議第268号

平成20年度 第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名		氏	名		出欠	備考
1	都市整備部長	福	田		保	出	
2	都市整備部技監	井	上		章	出	
3	都市整備部次長	水	本	行	彦	欠	
4	都市整備総務課長	中	村	大	介	欠	
5	事業管理室長	小	Ш	哲	治		臨時幹事:事業管理室課長補佐 錦織 慎
6	総合計画課長	石	橋	洋	_	出	
7	交通道路室長	村	上		毅	出	
8	河川室長	吉	田	八左	右	出	
9	下水道室長	北	Щ		憲		臨時幹事:事業課主査 中西 嘉則
10	公園課長	大	槻	憲	章	出	
11	港湾局長	古	Ш	博	司	欠	
12	住宅まちづくり部長	戸	田	晴	久	欠	
13	住宅まちづくり部技監	吉	田	敏	昭	出	
14	住宅まちづくり部理事	沢	田	吉	和	出	
15	住宅まちづくり部次長	小	林		栄	欠	
16	居住企画課長	横	小 路	敏	弘	欠	臨時幹事:居住企画課参事 澤田 範夫
17	市街地整備課長	高	村	正	則	出	
18	建築指導室長	志	摩	宣	彦	出	臨時幹事:建築企画課長 奥田 憲裕
19	住宅経営室長	佐	野	裕	俊	欠	
20	企画室長	津	組		修		臨時幹事:企画室主査 里村 征紀
21	市町村課長	Щ	П	信	彦		臨時幹事:市町村課総括主査 元木 一典
22	危機管理室長	飯	尾!	眞 太	郎	欠	
23	健康福祉総務課長	里	中		亨	欠	
24	環境衛生課長	桐	Щ	晴	光	欠	
25	産業労働企画室企画課長	田	中	精	_	欠	
26	みどり・都市環境室長	田	Ш	静	_	出	
27	循環型社会推進室長	角	喜	善	啓	欠	
28	環境管理室長	内	藤		昇	出	
29	農政室長	岡	本	康	敬	欠	
30	水道部経営企画課長	井	上	博	司		臨時幹事:事業管理室課長補佐 松村 義博
31	教委事務局総務企画課長	藤	井	睦	子	欠	
32	教委事務局施設課長	鈴	木	博	史	欠	
33	教委事務局文化財保護課長	富	尾	昌	秀		臨時幹事:文化財保護課主査 芝野 圭之助
34	府警本部交通規制課長	西	本	雄	治	欠	

平成20年度 第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏 名	関連議案番号
1	茨木市都市整備部長	杉浦 慶二	議第265号
2	箕面市都市計画部長	伊藤 哲夫	議第265号
3	高槻市都市産業部長	小 林 守	議第266号
4	摂津市都市計画課長	新留清志	議第267号、議第268号

目 次

1	開会1
2	議第265号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について3
3	議第266号「北部大阪都市計画道路の変更」について9
4	議第267号「北部大阪都市計画
	土地区画整理事業(摂津第一)の変更」について
	議第268号「北部大阪都市計画
	土地区画整理事業(鳥飼)の変更」について16
5	議第269号「大阪府景観計画の策定」について18
6	「大阪府防災都市づくり広域計画(案)の策定」について30

平成20年度第1回大阪府都市計画審議会会議録

1 開会

午後1時59分開会

【司会】 定刻より若干早くございますが、ただいまから、平成20年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます総合計画課の和久と申します。どうぞよろしく お願いいたします。

それでは最初に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていた だきたいと存じます。お手元の配付資料一覧をごらんください。

資料は9点ございます。まず1つ目は配付資料一覧及び委員配席表。両面印刷になってございます。2つ目が大阪府都市計画審議会条例及び規則。続きまして、3つ目に次第及び付議案件一覧。これも両面になってございます。及び委員幹事名簿。2枚物の両面でございます。4つ目としまして、右肩に資料1と記載しております議案書。5つ目が資料2、審議会資料。6つ目といたしまして、資料3、北部大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨。7つ目といたしまして、資料4、平成19年度第3回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する考え方。8つ目は資料5、平成19年度第3回大阪府都市計画公聴会速記録。9つ目といたしまして、資料6、大阪府防災都市づくり広域計画(案)の策定についてでございます。漏れている資料等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日は現委員数30名の方々のうち23名の委員のご出席をいただい ておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第4項の規定により、本審 議会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たり、都市整備部長からごあいさつを申し上げ ます。

【都市整備部長】(福田 保君) 大阪府都市整備部長の福田でございます。 本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、平成20年度第1回 都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。 また、平素は都市計画をはじめ都市整備行政の推進に関しまして格別のご理解ご協力をいただいておりますことを、あわせて厚く御礼申し上げます。

本日は今年度初めての都市計画審議会でございまして、府議会議員の皆様をはじめ多くの新しい委員の方にご就任をいただいております。後ほどまた事務局のほうからご紹介させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、大阪府では、橋下府政のもと、このたび大阪維新プログラム案を取りまとめ、その主な柱でございます財政再建プログラム案を踏まえ、この7月の臨時議会において非常に活発な議論がなされましたところでございます。ようやくこの23日に本年度の本格予算が成立いたしました。これまで以上に厳しい予算制約のもとではございますが、府民、企業、NPOなどと連携するなど創意工夫を凝らしながら都市整備を進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては引き続きご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

本日ご審議いただく案件は、北部大阪都市計画用途地域の変更など5件ございます。また、大阪府防災都市づくり広域計画の策定に係る1件の報告案件がございます。委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。本日、よろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございました。

引き続きまして、前回の審議会の開会以降、新たに当審議会委員にご就任されました方が多数おられますので、本日ご本人にご出席いただいております新委員の皆様をご紹介させていただきます。

初めに、府議会議員の委員の方々をご紹介いたします。

梅本委員でございます。

【梅本委員】 こんにちは。よろしくお願いします。

【司会】 大島委員でございます。

【大島委員】 こんにちは。よろしくお願いします。

【司会】 吉田委員でございます。

【吉田委員】 どうもこんにちは。よろしくお願いします。

【司会】 中村委員でございます。

【中村委員】 よろしくお願いします。

【司会】 ウルシハラ委員でございます。

【ウルシハラ委員】 ウルシハラでございます。よろしくお願いします。

【司会】 林委員でございます。

【林委員】 林でございます。よろしくお願いします。

【司会】 柏原委員でございます。

【柏原委員】 こんにちは。よろしくお願いします。

【司会】 なお、堀田委員におかれましては、昨年に引き続きご就任いただいております。

【堀田委員】 堀田文一です。よろしくお願いします。

【司会】 続きまして、大阪府市議会議長会会長の山田委員でございます。

【山田委員】 よろしくお願いします。

【司会】 大阪府町村議長会会長の藤原委員でございます。

【藤原委員】 こんにちは。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市会議長の多賀谷委員でございます。

【多賀谷委員】 こんにちは。よろしくお願いします。

【司会】 ご紹介は以上でございます。

それでは、岡田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。岡田会長、よろ しくお願いいたします。

2 議第265号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

【会長】(岡田憲夫君) 本審議会の会長を務めております岡田でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、本日お忙しいところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

私事ですが、先ほど京都府の南部がちょっと命の危険を感じるぐらいの落雷で、ひょっとしてこっちへの到着が遅れるんじゃないかと冷や冷やしたのですが、何とかたどり着けました。ご迷惑をおかけしました。

それでは、ただいまから平成20年度第1回大阪府都市計画審議会の議事に 入ります。

今回ご審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいた しました議案書のとおり、北部大阪都市計画用途地域の変更を含みます5議案 でございます。

最初にご審議いただきますのは議第265号です。その内容について、幹事に説明をさせます。

【幹事】(石橋洋一君) 総合計画課長の石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議第265号北部大阪都市計画用途地域の変更についてご説明いたします。 議案書の1ページから3ページ、資料の1ページから5ページでございます。 本案件は、茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置する国際文化 公園都市の西部地区における用途地域の変更でございます。

国際文化公園都市は「彩都」の愛称で親しまれており、自然に恵まれた北大阪の丘陵地という立地特性を生かしながら、国際的な文化・学術研究拠点の形成や定住性豊かな新住宅地の形成などを基本方針とする複合機能都市づくりを目指し、平成4年5月に国際文化公園都市土地区画整理事業として都市計画決定されたものでございます。その後、都市再生機構等において鋭意事業が進められ、西部地区の一部においては平成16年4月にまちびらきを行い、平成19年3月にはモノレール彩都線が彩都西駅まで延伸されるなど、着実にまちづくりが進んでいる状況であります。

当初の都市計画決定からの時間経過の中で、社会情勢の変化やニュータウン計画をめぐる環境の変化に対応するため、これまで2回にわたって事業計画の変更が行われてまいりました。さらに、目指すべき複合機能都市の実現に向けて、高齢者や子育で世代など多様なニーズとライフスタイルに対応した住宅の供給や駅周辺の居住機能の強化などを行い、多世代が住まう魅力と活力ある都市の形成を図るため、駅周辺地区は利便性のある暮らしを提供する中高層住宅等を中心とした地区に、また駅から少し離れた地区は豊かな自然環境の中で郊外型のゆとりある暮らしを提供する低層住宅等を中心とした地区にするなど、土地利用計画の見直しを行いました。この見直しにあわせ、今回彩都の西部地

区の一部における用途地域をよりふさわしいものに変更しようとするものです。 具体的な変更内容でございますが、大きく3点ございます。

1点目は、土地利用計画において、駅から少し離れており中高層等の住宅を 予定していた区域を郊外型の低層住宅等を中心とした区域へと変更するため、 現行の第二種中高層住居専用地域、容積率200%、建ペい率60%から、第 一種低層住居専用地域、容積率100%、建ペい率50%、建築物の高さの限 度10メートルに変更しようとするものです。

なお、国文都市4号線の沿道部分につきましては、町の彩りとにぎわい創出のためのアメニティー軸を形成するため、小規模な店舗等が立地可能な第二種低層住居専用地域、容積率100%、建ペい率50%、建築物の高さの限度10メートルに変更しようとするものです。

2点目は、研究・学園施設、あるいは業務・サービス・文化施設等の立地を 予定しておりました施設導入地区の一部につきまして、彩都西駅から大阪大学 箕面キャンパスへの利用者の経路となることを考慮して、沿道において明るく 安全な歩行者空間の確保とにぎわいを誘導するため、中高層等の住宅を中心と した区域とゆとりある暮らしに対応するため低層住宅等を中心とした区域へと 変更いたします。

このため、中高層等の住宅を中心とした区域におきましては現行の第二種住居地域から第二種中高層住居専用地域に変更しようとするものです。なお、容積率200%、建ペい率60%は変更ございません。

また、低層住宅等を中心とした区域におきましては、第一種低層住居専用地域、容積率100%、建ペい率50%、建築物の高さの限度10メートルに変更しようとするものです。

3点目は、茨木市域のあさぎ地区でございます。

本地区は、平成16年の彩都まちびらき当初より周辺環境に配慮して良好な低層住宅地が形成され、まちづくりのルールが建築協定により定められた街区でございますが、住環境を将来においても維持・保全するため、現行の第二種中高層住居専用地域、容積率200%、建ペい率60%から、第一種低層住居専用地域、容積率100%、建ペい率50%、建築物の高さの限度10メートルに変更するものです。

なお、国文都市4号線の沿道部分につきましては、低層住宅等を中心としながらも町の彩りとにぎわい創出のためのアメニティー軸として、小規模な店舗等が立地可能な第二種低層住居専用地域、容積率100%、建ペい率50%、建築物の高さの限度10メートルに変更しようとするものです。

このほか、箕面市域において、土地区画整理事業の進捗に合わせ区画街路等の一部変更が生じましたため、用途地域の境界線を整理しようとするものです。 変更内容は以上でございますが、本案件に関連して市決定の地区計画の変更及び高度地区の変更が、茨木市都市計画審議会、箕面市都市計画審議会においてそれぞれ承認されております。

なお、平成20年6月20日から7月4日までの2週間、都市計画法第17 条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申し出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) ただいま幹事から説明を受けました。 この議案につきまして、ご質問はございませんでしょうか。 堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 ただいまの議案はUR都市機構が行っている区画整理事業の一部で用途地域を変更しようというものですけども、事業全体 URが進めている土地区画整理事業なんですけども、この区画整理事業そのものの収支見通しはどうなっているのでしょうか。もし掌握されていたらご報告をお願いします。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、説明をお願いします。

【幹事】(澤田範夫君) 彩都事業の内容でございますので、住宅まちづくり 部居住企画課参事の澤田のほうから答えさせていただきます。

資料1にお示ししておりますように、彩都事業の土地区画整理事業区域は全体で740ヘクタールをUR施行で区画整理事業で進めておるものでございます。

平成6年でございますが、事業計画の認可を受けておりまして、その中の資金計画において収入と支出が定められています。事業の収支は事業の進捗に伴

いそれぞれ見直してまいりますけども、現在URからは事業計画の見直しを行っておるということを聞いております。

【会長】(岡田憲夫君) よろしゅうございますか、堀田委員。

【堀田委員】 今の説明、全然わかりません。UR都市機構からは事業計画の見直しを行っていると聞いていますということだけ聞いたんですかね。だから、要するに収支見通しについては現在のところはわからんという答えなんですか。簡潔でいいですから、わかりやすく説明してください。

【幹事】(澤田範夫君) 事業者のほうで今見直しされておると聞いておる段階でございまして、その内容については把握しておりません。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員。

【堀田委員】 内容については把握していないと、事業者のほうが検討中やから発表しないと、そういうことかなと。要するにさっぱりわからんということですね。

この区画整理事業については、UR都市機構が保留地を集めて保留地を処分して、それで事業費を賄っていくという構造だと思うんですけども、その保留地処分の価格 当初の予定と、そして実際に保留地処分、売っている価格、そこに大きな乖離があるんじゃないかなと。実際に今日まで10年以上たっている話ですから、将来の話でなしに現時点でも相当大きな赤字が出ているんじゃないかと思うんですけども、そういう保留地予定価格と実際に販売している価格との乖離などがわかりましたら、ご説明をお願いします。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、説明をお願いします。

【幹事】(澤田範夫君) お答いたします。

先ほど申しましたように、平成6年の事業計画で保留地の予定価格は平米当たり23万8,000円といたしております。

具体的な保留地の処分価格につきましてはURの経営上の情報ということで詳細の報告は受けておりませんけども、現在、ライフサイエンスパーク施設用地での分譲価格は平米当たり9万から13万円程度、戸建て住宅用地では宅地分譲の実績から平米当たり14万から15万円と聞いております。

以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員。

【堀田委員】 そしたら、今のご説明でしたら、平米当たり23万8,000 円の予定の保留地処分が施設地区では9万から13万、戸建て地区では14万から15万。ほぼ半値に近い状態で、いわゆる損切りというんですか、安い値段で販売していると。したがって、その分当然減収になって、当初の事業計画から見ると大幅な収入減になるという理解になります。

そこで、もう1点お伺いしたいんですけども、大阪府自身はこの区画整理事業の会計そのものには直接、それが赤字やから大阪府も赤字をかぶらなあかんねんという関係にはないと思いますけど、しかし、この区画整理事業を大阪府としているんな形で支援してきたと。モノレールや国文丘陵線や、あるいはいるんな砂防ダムをつくったり、河川改修もありました。そういうこの開発を支援するための大阪府の関連事業というのは19年度末でどれぐらい執行されて、20年度以降の残事業はどれだけ残されているでしょうか、ご説明をお願いします。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、説明をお願いします。

【幹事】(石橋洋一君) 私のほうからお答えいたします。

彩都に関連いたします道路とか河川とか、あるいはアクセスとしてのモノレールとかそういった公共施設整備につきましては、1つには国際文化公園都市への直接の支援といいますか、そういったものと、それからもう1つの性格といたしましては、やはり北大阪地域の道路ネットワーク、もともとその地域の発展といいますか、そういったものに欠かせない施設整備も一方で同じような路線で進めておるわけでございまして、そういった意味からも重要な事業と考えております。

こういった事業を平成19年度末までにどの程度執行しているかといったお尋ねでございますが、大阪府、それから都市再生機構、茨木市の事業分を含め、モノレールを除きまして約750億円を執行しております。また、20年度を含めました残事業でございますけども、約940億円の見込みでございます。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員。

【堀田委員】 そしたら、幾つかお伺いしましたので、意見だけ申し上げさせていただきます。

以上ご説明いただきました状況を勘案しますと、開発そのものが大変な赤字

開発だということですね。しかもその赤字開発に、関連公共事業ということで合わせると1,690億円、約1,700億円のお金をかけて開発整備していると。これはとんでもない税金のむだ遣いだと思うんです。

ですから、今回議案として用途地域の修正が出てきているんですけど、今日 そういう用途地域の微修正にとどまらず、これ以上山林を切り開いた造成工事 はやらないと、そういう立場で抜本的に計画を見直すことが必要なんじゃない かと思いますので、ご意見として申し上げておきます。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員、今のご意見は参考意見ということをおっしゃっているんでしょうか。それとも、ご異議をおっしゃっているのでしょうか。

【堀田委員】 異議ありということです。

【会長】(岡田憲夫君) 異議ありということですか。はい、わかりました。 それでは、そのほかに本件につきましてご意見、ご質問等はございませんで しょうか。ございませんでしょうか。

それでは、この議案につきましてはご異議がございますので、採決させてい ただきます。

議第265号を原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

3 議第266号「北部大阪都市計画道路の変更」について

【会長】(岡田憲夫君) 次にご審議いただきますのは、議第266号です。 その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

【幹事】(石橋洋一君) 議第266号北部大阪都市計画道路の変更についてご説明いたします。

議案書の5ページから7ページ、資料の7ページから9ページでございます。 本案件は、北部大阪都市計画道路3・3・207-7号南平台日吉台線につ いて、一部区間の線形の変更を行おうとするものでございます。

南平台日吉台線は、高槻市域において昭和44年に都市計画決定され、南平台から成合南の町に至る延長約4,240メートル、幅員22メートル、4車線の幹線道路でございます。本路線は、高槻市の市街地北部地域の東西交通の利便性を高めるとともに、市内中心部を囲む環状道路の一部として、渋滞が頻繁に生じている市内中心部への交通の集中を解消し、市域全体に分散する役割を担っております。現在、南平台地区の約0.4キロメートル区間と宮の川原から日吉台地区までの約1.5キロメートル、合わせて約1.9キロメートルが整備済みでございます。

当地域では、新名神高速道路が平成30年度の供用に向け事業中であり、今後大きく交通流動が変化することが予想されることから、交通の円滑化と地域の交通環境の改善を図るため、本路線の日吉台一番町から成合南の町の区間約1.1キロメートルについて、高槻市が事業に着手する予定でございます。

当該区間の日吉台・宮が谷地区につきましては、昭和44年の都市計画決定 当時は丘陵地や田畑を通ることとしておりましたが、その後の宅地化により、 現在は都市計画道路上にも住宅が立地している状況となっております。また、 起点側の地盤高が終点側に比べ、約50メートルも高く、道路面と住宅地との 高低差が大きく発生することとなります。さらに、既に整備されている名神高 速道路についても住宅地より高い位置を通っております。

このような状況において現都市計画位置で整備した場合、住宅地の中心部を 道路が通過することにより地域分断が発生するとともに、本路線と名神高速道 路との間の狭隘な谷地に住宅が取り残されることとなり、防災機能の低下や生 活環境の悪化が予想されます。このため、事業化に先立ちこれらの課題を解消 すべく検討を行った結果、延長約800メートルについて道路の線形を名神高 速道路側へ寄せる形に変更しようとするものです。なお、整備に当たっては、 本路線と住宅地との高低差による圧迫感を軽減するため、本路線と住宅地の間 に緑地スペースなどを設ける予定としております。

変更の内容は、以上でございます。

今回の変更案について、都市計画法第17条に基づき、平成20年5月27日から6月10日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いましたところ、4

名の方々がそれぞれ1通ずつ、22名の方々が同一意見に署名方式で1通の意見書を提出されました。その内容につきましては、資料3、北部大阪都市計画道路の変更に対する意見書の要旨に記載しており、反対の趣旨と賛成の趣旨の意見に分かれております。

反対の意見といたしましては、昭和44年の都市計画決定の後、住宅建築が行われる際に線形の変更を行うべきであった。今回の変更により都市計画線から外れる者、新たにかかる者を発生させ、住民に苦渋と混乱を与えることとなる都市計画変更の法的根拠を明示せよ。そして、当初の案で具体的にどの程度生活環境が悪化するのか不明であり、変更理由は必ずしも合理的とは言えない。また、騒音防止と生活環境の保全上、名神高速道路の南側の側溝を利用し、現在の市道とあわせて道路拡幅し、幅員22メートルの道路のルートを検討願いたいといったものです。

これらの意見に対しまして、大阪府の見解といたしましては、本路線は都市計画決定後、当面事業化の予定がなかったため、都市計画法第53条の規定に基づき建築許可を行ってきたこと。今般、新名神高速道路の整備を契機として、本路線の事業化に当たり現地調査等を実施したところ、現計画では本路線と名神高速道路とに挟まれた谷地に住宅が取り残されることが明らかになったこと。さらに、道路による圧迫感の軽減や災害時の避難路確保の観点から本路線の一部区間の線形を変更し、生活環境の悪化や防災機能の低下を解消しようとするものであること。また、意見書で提案されているルートというのはすべて現道を使ったルートに集約するものであるため、今後新たに発生する交通需要には対応することが困難であることなどの理由から、今回都市計画法第21条に基づき本案のとおり変更を行うことは適切であると考えております。

次に、賛成の意見といたしましては、変更により地域分断を防ぎ、経費の節減になることや、緑地スペースを設けるなど防災の観点からも賛成するといったものです。

この意見に対しては、大阪府といたしましては、今回の変更案について十分 ご理解いただいたものと考えております。

このほか、直接都市計画変更案に関係するものではありませんが、大型車の 通行を制限してほしい、各家庭に防音・空気清浄機等の設置をお願いしたいと

いった意見がございました。

なお、都市計画案の作成に当たり、平成20年3月18日に公聴会を開催しましたところ、1名の方が公述されました。その主な内容につきましては、資料4、公述人の意見に対する大阪府の考え方に記載していますように2点ございます。

1点目は、新しい道路計画について公害が発生する可能性があるため、有効な対策を行い、地区住民の将来を考えたよい道路をつくってほしいというものです。

この意見に対しては、大阪府といたしまして、道路の整備に当たっては環境 予測を行い、周辺環境に十分配慮した取り組みを事業者である高槻市が行うこととしており、適切に対応されるものと考えております。

2点目は、新しい道路には、通学・通園のため安全な歩道の確保を願いたいというものです。

この意見に対しましては、都市計画道路の幅員は両側に歩道を十分確保でき、安全性も確保できるものと考えております。

説明は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) ただいま、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 3点ほど質問したいんですけれども、まず1点目は、現在の南平台日吉台線と名神高速道路が2本並んで走って真ん中が谷間になると、地区が2本の道路に挟まれてしまうと、形で不自然やと、だから南平台日吉台線を南側に移すんですというご説明なんですけど、現在の計画というのは谷間をつくってしまって、説明を聞いたら変やなという気がするんですよね。何でそんな変な計画ができたのか、つくったのか、それをご説明お願いしたいんですけど。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、幹事から説明をお願いします。

【幹事】(石橋洋一君) 今ちょっと図面を出しております。

上のほうに平面図、下のほうに横断図を設けておりまして、まずこの都市計画を行った時点でございますが、昭和44年、要するに都市計画法が新法と言

われる法律に切りかわる直前に都市計画決定されたものでございます。その当時、今のように詳細な測量とかあるいは設計とかいうものをそれほどせずに、 ある程度の地形や現地を見ながらこういったルート設定をしたということがあ るかと思います。

その当時、先ほども私も申し上げましたようにここの地形というのは丘陵部で、こういった開発がなされる前で、当然、計画当初は住宅が張りつくといったことがさほど予想されていなかったという中で、今回きちっと現地を調査し、それから予備的な設計を実施したところ、非常に高低差、あるいは住宅が分断する形でルート設定がなされておるということが明らかになった。そういう中で、よりよい形で道路線形をもう1度検討したところ、名神側に極力寄せることによって住宅の分断というのを解消すると。それから、あわせて緑地等のスペースを設けることによって住宅との一定の距離を確保するという環境面の配慮といったものがなされますので、新名神等へのアクセスといった道路の性格も考えますと、こういった都市計画の変更案というのが適切であるというふうに考えております。

【会長】(岡田憲夫君) よろしゅうございますか。 堀田委員、どうぞ。

【堀田委員】 次に、質問ですけども、南平台日吉台線は新名神のアクセス 道路という役割をあわせ持っていると思うんですけども、この新名神というの は2本目の高速道路 1本目が名神、2本目が新名神という関係になると思 うんです。当然新名神については採算性とか需要とかそういうものを前提にし て検討されるべきものだと思うんですけども、最近の名神高速道路の通行量等 を把握されておりましたら、ご説明をお願いします。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、幹事に説明を願います。

【幹事】(石橋洋一君) 現名神の高速道路の交通量でございますけども、平成17年の道路交通情勢調査によりますと、1日当たりの交通量が約12万5,000台でございます。ちなみにその6年前、平成11年のセンサスによりますと約10万9,000台でございます。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員。

【堀田委員】 国土交通省のホームページで道路交通統計というのを調べま

したら、高速自動車国道全体としては11年センサスと17年センサスを比較しますと9%ほど落ち込んでいるという数字を見まして、何でそんな数字を見るかといいますと、名神高速道路のデータというのがなかなか私どもには手に入らなくて、それで実際の名神はどうなんやと気になりまして調べたら、高速自動車国道という一般的な高速道路は9%減っているという数字に当たったわけです。

それで、先日、私は名神高速道路の際にまで行きまして、高槻の安満墓地公園というところに登りまして、地元の市会議員さんからいろいろ説明を聞いたんです。「最近の名神、どうですか」と言いますと、「非常に静かになりました。交通量、渋滞もものすごい減りました。それが私らの感覚です」と言われたので、「ああ、やっぱりそうですか」と。大変静かになったというのは原油高騰のあおりを受けて特に静かになったという面もあるでしょうし、傾向的に高速道路の交通量が伸び悩んでいるということを反映しているということもあるんですけども、そういう中で2本目の高速道路が建設されていると。原油の価格高騰問題も解決の兆しが全くありません。

そこで、もう1点気になりますのは、この新名神高速道路のために大阪府内ではどれぐらいのアクセス道路をつくる計画になっているか。府のつくるアクセス道路、それから、それぞれの市がつくるアクセス道路、どんなところで、 幾ら、事業費がどのぐらいのアクセス道路をつくる計画になっているか、ご説明をお願いしたいと思います。

【会長】(岡田憲夫君) それでは幹事、どうぞ。

【幹事】(石橋洋一君) 新名神のアクセス道路についてのお尋ねでございますが、新名神は平成30年度に供用を予定されておりまして、大阪府のほうでこれのアクセスとして事業化を検討もしくは事業をしております路線が3路線ございます。1つは高槻インターチェンジへのアクセスということで高槻東道路、これが事業費といたしましては約230億円。それから、茨木北インターチェンジへのアクセスということで都市計画道路の大岩線、これが事業費といたしましては約75億円。それから、箕面インターチェンジへのアクセスということで都市計画道路の止々呂美吉川線でございますが、事業費約40億円。現在、このような路線については主として用地買収を行っていると聞いており

ます。

それから、市のほうのアクセス道路の整備でございますけども、本路線、南平台日吉台線のみで事業費は約70億円と聞いております。

以上です。

【会長】(岡田憲夫君) 堀田委員。

【堀田委員】 幾つか質問させていただきましたけれども、そもそもという 立場から言いますと、新名神は需要が大変乏しいと。また、今後のことを考えていきますと、ガソリンの高騰とか少子化とか人口減少とかいろんなことが重なって、2本目の高速道路を十分成り立たせるほどの交通量需要が見込めないというのが新名神の最大の問題やと思います。にもかかわらず、この高槻・神戸北間だけで7,133億円もかけて高速道路をつくるというのはとんでもないむだ遣いだと思います。

私、たまたま昨日新名神の亀山ジャンクションと草津田上インターですかね、 そこまで車で走ったんですけども、新名神高速道路というのは120キロ対応 というんですか、勾配も緩やか、そしてカーブも大変緩やか、非常に速いスピードが出せるように3車線で設計してあります。今から3車線のトンネル、3 車線の橋というのが山の中にいっぱい建てられています。ほんとうにお金をふんだんに使った高速道路。しかし、需要のほうはといいますと、現在の名神でも決してパンクしているという状況では全くありません。むしろ天王山トンネル等では改良工事が行われましたし、京滋バイパスというバイパスもできております。そういうことから見ますと、新名神高速道路は採算もとれないむだ遣いであると。

また、そのむだ遣いの新名神のために、大阪府は今のご報告では345億円のこれは府道事業として税金を直接投入して道路をつくろうとしています。その上、さらに高槻市ではこの南平台日吉台線で70億円の事業費をかけて道路をつくられた。1本道路をつくったら、その上に次々と道路を重ねて税金を使っていくというシステムになっていますから、これはとんでもないことです。

という立場から、私は今度の南平台日吉台線の計画変更についてはそもそも 新名神高速道路の計画が間違っていると、そういう立場から反対であります。 なお、南平台日吉台線については地元からいろんな意見が出ています。既に決 まっている都市計画を新たにこういう形で変えようとするのはどうもおかしいでという意見が地元からたくさん出ているようです。地元の皆さんのきちんと したご理解を得られないというのも問題点があると感じております。

以上、反対ですので、意見を申し上げました。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

それでは、そのほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この議案につきましてはご異議がございますので、採決いたしま す。

議第266号を原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

挙手多数ですので、この議案は原案どおり可決されました。

- 4 議第267号「北部大阪都市計画土地区画整理事業(摂津第一)の変更」について 議第268号「北部大阪都市計画土地区画整理事業(鳥飼)の変更」について
- 【会長】(岡田憲夫君) それでは、次にご審議いただきますのは議第267 号及び議第268号です。この2つの議案につきましては付議の理由が共通しておりますので、その内容について幹事にまとめて説明をさせます。
- 【幹事】(石橋洋一君) 議第267号北部大阪都市計画土地区画整理事業(摂津第一)の変更、及び議第268号北部大阪都市計画土地区画整理事業(鳥飼)の変更について、一括してご説明いたします。

議案書の9ページから16ページ、資料の11ページから18ページでございます。

今回、都市計画の変更を行います摂津第一地区は、摂津市の北部、大阪中央 環状線をまたぐ区域に位置し、また鳥飼地区は摂津市の東部、都市計画道路大 阪鳥飼上上田部線とJR東海道新幹線に挟まれた区域に位置しております。

摂津第一地区は昭和38年に面積約116.3ヘクタールの区域において、ま

た鳥飼地区は昭和45年に面積約238ヘクタールの区域において、土地区画整理事業の都市計画決定がなされました。これらの地区は、当時区域の大半が農地でありましたが、高度経済成長期において急速に市街化が進む傾向にあったため、計画的に公共施設の整備改善を図り、宅地の利用を増進し、良好な市街地の形成を図ることを目的として都市計画決定されたものでございます。

都市計画決定後、それぞれ事業化の合意形成がなされた区域から順次土地区 画整理事業に着手し、これまでに摂津第一地区においては昭和43年から平成 10年までの間、4回に分けて事業が施行され、面積約48.6ヘクタールの区 域で土地区画整理事業が完了いたしました。また、鳥飼地区におきましても、 昭和48年から平成10年までの間、同じく4回に分けて事業が施行され、面 積約200.8ヘクタールの区域において事業が完了しております。

一方、摂津第一地区の面積約67.7ヘクタールの区域、そして鳥飼地区の約37.2ヘクタールの区域につきましては長期にわたって土地区画整理事業の事業化に至っておらず、都市計画決定後、相当の期間が経過する中で、民間事業者等による宅地整備が進むなど土地利用形態が大きく変化しております。

そこで、これらの区域の土地利用状況や関係権利者の意向など区域の実情を 把握するため、まちづくりの主体となる摂津市と大阪府で協議・検討を進めて まいりました。その結果、土地区画整理事業の未着手区域においても整備が完 了した区域と概ね同程度の道路・公園等の都市基盤施設が整備され、宅地の利 用が進んでいることを確認いたしました。

以上のことより、土地区画整理事業の目的である道路・公園等の公共施設整備による良好な市街地形成や宅地利用の増進等は概ね達成されていると認められることから、これらの区域について都市計画を廃止し、当初の区域を縮小しようとするものでございます。

なお、平成20年6月20日から7月4日までの2週間、都市計画法第17 条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、案の作成に当たり公述人を募集いたしましたが、公述の申し出もございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】(岡田憲夫君) ただいま幹事から説明を受けました議案につきまし

て、ご意見、ご質問はございませんか。ご意見、ご質問はございませんでしょ うか。

それでは、ないようですので表決に入ります。

まず、この2つの議案につきまして、一括して表決を行うことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、ご異議がないようですので、この2つの議案につきましては一括 して表決させていただきます。

議第267号及び議第268号、これらを原案どおり承認することにつきましてご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、原案どおり可決します。

5 議第269号「大阪府景観計画の策定」について

【会長】(岡田憲夫君) それでは、次にご審議いただきますのは議第269 号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

【幹事】(奥田憲裕君) 住宅まちづくり部建築指導室建築企画課長の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第269号大阪府景観計画の策定につきましてご説明させていただきます。

議案書の17ページから33ページ、資料の19ページから31ページでご ざいます。

大阪府ではこれまで自主条例に基づき景観形成の取り組みを進めてまいりましたが、平成17年6月に景観法が全面施行されたのを受け、法制度の積極的な活用を図るため、景観法に基づく景観計画の策定を行うことといたしました。

平成19年12月の都市計画審議会において、報告案件として検討状況等の ご説明をさせていただいたところでございますが、本日は景観法に定めます景 観計画の策定手続として都市計画審議会のご意見を聞くこととされていること から、内容を説明させていただき、ご意見をちょうだいしたいと存じます。

景観法に規定します景観計画には、景観形成を進めようとする区域で地域の特色に応じて景観を整備すべき方針、基準等を定め、その区域では届け出により建築物等の規制誘導を図ることを主目的としています。

策定主体は景観行政団体でございます。

景観行政団体は景観法により、地域の景観施策を主体的に担う団体として、 政令市、中核市はその市域の景観行政団体であり、その他の区域は都道府県が 景観行政団体になります。また、都道府県の同意を得た市町村は景観行政団体 になることができます。

景観計画の区域で建築行為等を行う場合、景観行政団体に届け出を行うことになるのですが、届け出の内容が景観計画に定める基準に適合しない場合は変更命令ができますし、命令に従わない場合は罰則の規定も法に用意されております。

景観法に基づく景観計画でどのようなことを定めるのかについては、景観法 第8条第2項に規定がございます。

必須事項として、計画の区域、そしてその区域における景観形成の方針、届け出対象に対する規制のもととなる制限の基準、それから景観重要建造物、樹木の指定の方針を位置づけることとなります。さらに、必要に応じて屋外広告物の表示等に関する事項や、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項などを定めることができるとされております。

次に、景観計画策定の流れについてご説明いたします。

景観法では、景観計画策定の手続としまして、公聴会等による住民の意見、また都市計画審議会及び関係市町村の意見を聞くことが義務づけされております。

都市計画審議会に関連する部分でございますが、景観法第9条第2項で、景観計画を定めようとするときはあらかじめ都市計画審議会の意見を聞かなければならないと定められております。

本日、都市計画審議会に提示させていただいている案につきましては、まず 庁内で景観法活用検討部会を設置し、都市計画部局を含め、景観法以外の他法 令での制限等と齟齬がないかを確認をとりながら策定作業を進めました。また、 大阪府では景観施策について審議いたします景観審議会が別に設置されておりますので、景観審議会でもご審議をいただき、案の作成をしています。

都市計画と景観計画の関係でございますが、景観法に、景観計画は都市計画 区域における整備・開発・保全の方針と整合することが規定されているほか、 国から示されています景観法の運用指針では、景観計画と都市計画が互いに相 乗効果を発揮し、よりよい景観形成が図られるものとなるよう留意することが 位置づけられております。

大阪府では独自の景観条例を平成10年に策定し、大規模建築物等の届け出による規制誘導制度を定めて景観形成を推進してきたところですが、平成17年6月に景観法が施行されたことを受け、大阪府景観審議会等の意見を聞きながらその活用について検討を行い、景観計画による規制誘導を以下の考えのもと推進することといたしました。

1つには、市町村には、景観行政団体となり景観計画を策定する等、主体的に景観施策を講じるよう働きかけを行うこと。2つには、大阪府は、府域の景観形成の方針を定めるとともに、景観行政団体となる市町村の区域以外で広域的な観点から重要な区域等で景観計画を策定することとしております。

これを受けまして、平成20年2月定例府議会におきまして大阪府景観条例を改正し、景観法を活用するために必要な規定を位置づけたところでございます。

ここで、大阪府がこれまで自主条例に基づき実施してまいりました大規模建築物等の届け出による規制誘導制度につきましてご説明いたします。

広域的な観点から重要な区域を景観形成地域として指定することとし、国道 171号、国道423号、国道308号、大阪中央環状線等、国道26号、国道170号の6つの道路軸沿道と淀川の河川軸沿岸の合計7つの地域で指定しています。これら地域内での大規模建築物等の建築の際に届け出をいただき、色彩、意匠、配置計画、緑化等について指導、誘導を実施しているところでございます。

また、新たな地域指定の候補としまして、これまで生駒山系並びに第二京阪 道路沿道について検討を進めてきたところでございます。

それでは、具体的に大阪府が今回定める景観計画の区域がどのようになるか

についてご説明いたします。

赤色ハッチの部分が、府内の景観行政団体である市町村で、ピンク色ハッチの部分が独自の景観条例を策定している市でございます。これらの市町村には府の景観計画を定めません。独自条例の景観形成地域のうち大阪中央環状線等沿道、国道26号沿道、国道171号沿道、大阪外環状線沿道及び淀川沿岸について、今回景観法に基づく景観計画の区域へと移行します。

また、新たに第二京阪道路が門真市から枚方市の区域を通り、その沿道について景観計画の区域とし、さらに生駒山系としまして、北側が第二京阪道路、西側が大阪外環状線、南側が大和川、東側が府県境界に囲まれた区域として、少し広い区域ではございますけども、景観計画の区域とします。

道路沿道の区域では道路の端から50メートルの区域を基本とし、また河川沿岸では河川区域の端から500メートルの区域を基本として区域設定をしています。また、沿道、沿岸に商業系の用途地域など大規模な建築物の立地が想定される区域について、景観計画の区域に含めることとしております。

このような景観計画の区域で、高さ20メートルを超える、または建築面積が2,000平米を超える大規模な建築物の建築行為等の際に、届け出が義務づけられることになります。

次に、良好な景観の形成に関する方針についてでございます。

区域ごとに景観の状況や特性について調査した上で、まず区域全体の景観形成の目標の設定を行っております。また、その目標を達成するための景観づくりの方針として、地域全体で取り組む方針を定め、さらに詳細に場所を生かす方針を順次定めております。そして最後に、公共施設等及び公益施設の景観形成についても重要でございますので、その方針を定めております。

事業者には、届け出の際に、この方針に対してどのような配慮を行ったかを 文書で取りまとめて届け出していただきます。

大阪中央環状線等沿道区域では、景観づくりの目標を「都市の営みの中に緑の豊かさが織り込まれた連続性が感じられる景観をつくり出す」としております。詳細の方針であります景観づくりの基本方針、及び公共施設等及び公益施設の景観形成の方針につきましては、議案書の20ページから21ページに記載いたしております。

次に、国道26号沿道区域では、景観づくりの目標を「泉州地域の生活と産業を支えるシンボル軸において環境に配慮し、秩序のある景観をつくり出す」としています。景観づくりの基本方針等につきましては、議案書の21ページから22ページに記載いたしております。

次に、大阪外環状線沿道区域では、景観づくりの目標を「大阪の背景をなしている生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系のすそ野を走り、大阪の骨格となる自然・歴史を結ぶ中において、自然環境などに配慮した景観をつくり出す」としています。景観づくりの基本方針等につきましては、議案書の22ページから23ページに記載いたしております。

国道171号沿道区域では、景観づくりの目標を「北摂の緑の山並みなどの自然と都市景観が調和した秩序ある景観をつくり出す」としております。景観づくりの基本方針等につきましては、議案書の24ページに記載のとおりでございます。

次に、今回新しく指定する区域ですけども、第二京阪道路沿道区域では、景観づくりの目標を「生駒山系のすそ野を走り、淀川の緑と生駒山系の緑の間に新たな緑の軸を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくり出す」としております。景観づくりの基本方針等につきましては、議案書の25ページから26ページに記載いたしております。

次に、淀川等沿岸区域では、景観づくりの目標を「自然の潤いが感じられる 豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しい まち並みや山並みが織りなす雄大な景観を守り育てる」としております。景観 づくりの基本方針等につきましては、議案書の27ページに記載のとおりでご ざいます。

次に、もう1つの今回新しく指定する生駒山系区域ですが、景観づくりの目標を「山並みの豊かな緑を保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまち並みが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り育てる」としております。景観づくりの基本方針等につきましては、議案書の28ページに記載いたしております。

次に、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項でございます。

区域内で建築行為等を行う際にはこの制限を遵守していただく義務があり、 届け出によりその計画内容を確認することになるのですが、適合しない場合に は指導、勧告、変更命令等の措置を講じることとなります。これまでの自主条 例での制度では、基準に適合しない場合には勧告までであったのですが、景観 法により変更命令や罰則規定といった一定の強制力が付与されたことから、届 け出制度の実効性が強化されることになります。良好な景観の形成のための行 為の制限に関する事項の詳細は、議案書の29ページから32ページに記載い たしております。

建築物等に対する景観制限事項の内容でございますが、基本的にはこれまで自主条例で実施してきた規制の基準を移行することとしています。建築物等の見た目に配慮いただくよう屋上の高架水槽を見えにくくする措置や、外壁面のダクトを見えにくくする措置を規定するほか、色彩につきましては、外壁及び屋根等の基調となる色彩は著しく派手なものとしない、外壁については長大な壁面等は適切な緑化や分節等により単調にならないような工夫をする、意匠につきましては、周辺の景観となじまない著しく突出した意匠としない、緑化につきましては、道路に面する敷際には緑を適切に配置するとしており、具体的にはそれぞれの協議の中で指導を行っていくことになります。

特に色彩につきましては、これまで自主条例に基づき指導を行う際に内規として指導していましたが、今回、景観計画策定に当たり基準として位置づけ、指導を強化してまいります。色を数値化したJISのマンセル表色系に基づきまして、赤色系統、だいたい色系統の色は彩度6以下、黄色系統の色は彩度4以下、その他の青色や緑色などの系統では彩度2以下という基準としています。

彩度とは色の鮮やかさを表すもので、建物の外壁にあまりにも鮮やかな色は使わないように規定するものです。ただし、すべてこの色彩でとすると非常に平坦なイメージの景観になる恐れがありますので、サブカラーとしては壁面の3分の1まで、鮮やかなアクセントカラーにつきましても壁面の20分の1まで適用除外としています。また、着色していない石や石材など自然素材を使う場合も適用除外とすることにしております。

次に、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針についてでございます。 建造物・樹木の指定制度は、地域の景観の核となる建造物や樹木を指定する

ことにより保全を図り、景観形成を推進しようとするもので、管理者には現状 変更等について制約を課す一方で、修繕等の際の補助制度や相続税控除等を活用できるもので、景観計画ではどのようなものを指定するのか指定の方針を位置づけることになります。

大阪府景観計画では、歴史的または文化的に価値が高いと認められたもの、 地域の景観を先導し、または継承し、特徴づけているもの、広く地域に親しま れているもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物・樹木を対象に、 所有者の意見を聞いた上で指定することを規定いたします。

次に、選択事項でございますが、まず、屋外広告物の表示等に関する事項でございます。

大阪府では屋外広告物を制限する条例が別途ございますので、それぞれに連携を図り景観形成を推進することを位置づけることとし、具体的な屋外広告物の規制につきましては屋外広告物条例に委ねることを位置づけております。

最後に、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項でございますが、周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう調整を図ることと位置づけております。

本日ご提示させていただいております案につきましては、景観審議会の審議を踏まえまして大阪府として作成したものでございまして、成案とするため本日ご意見をいただくものでございます。今後8月上旬よりパブリックコメント並びに市町村長への意見聴取を行い、9月中旬を目途に大阪府として景観計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。

これまで規制を行ってきた5地区につきましては、10月より届け出制度を開始し、新規の2つの地区につきましては、周知期間を置くため翌年1月より届け出制度を開始してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

ただいま幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問を 受けたいと思います。なお、くどいようですが、本議案につきましては景観法 の規定に基づき都市計画審議会に意見を聞くことになっております。ご意見、 ご質問等をお願いいたします。

どうぞ。細見委員。

【細見委員】 資料2、審議会資料というものですが、それの19ページに、今回の大阪府景観計画ということで、その1として景観計画の区域というのが今のご説明があったように7つ挙がっています。この7つのうちで、例えば今もご説明があったと思うんですけども、5番と7番、第二京阪道路沿道区域と生駒山系区域と、これら2つを除いた残りの5つというのは、大阪府景観条例に基づく景観形成地域を景観法に基づく景観計画区域に移行するものと、こういうことになっています。

それで、もう1つ、議案書のほうの29ページのところに、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項ということで別表1とか別表2とかいうのが上がっているわけなんですけども、それで、ちょっとご質問したいのですが、まず1つ目の質問として、この別表1とか別表2に上がっているこの制限事項というのは現在の条例の場合と違いがあるのかということ。同じなのか、違っているならどこが違っているのかと、それがまず1点お聞きしたいということと、それと2点目の質問としては、この条例の景観形成の地域に指定されてから、さっきちょっとお話にも出ていた勧告という措置がとられたケースがどのぐらいあるのかというこの2つの質問なんですけども、よろしくお願いいたします。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

それでは、回答をお願いします。

【幹事】(奥田憲裕君) お答えします。

まず1点目の、制限事項が旧条例と今回の景観法施行に伴う新しい制限とど ういうふうに違うのかということなんですが、基本的には旧条例から今回の景 観法に移行するものについての制限内容というのは大体は同じでございます。

ただ、大きな違いといいますのは色彩の規制を今回は強化しようということで、もともと色彩についても旧条例でもそういう指導はやっていたんですけども、あくまでそれはいわゆる行政指導のようなもので、ちゃんとした基準と言ったら変ですけども、決められた基準に基づいてやっていたというよりは行政

的な1つの指導、運用の中でやられていたということなのですが、今回はきっちりと景観法に基づく景観計画の中にそういう制限内容を位置づけて、色彩につきましても議案書の32ページのほうに記載しておりますけど、別表4にもございますように、先ほどもちょっと説明もさせていただきましたけども、基本色としてその、、ですけども、赤、黄、それからその他の色についてそれぞれ彩度を設け、これに基づいて実際の届け出に基づいて指導していく、問題があれば法律に基づいて変更命令なども当然あり得るというふうな規制強化がされているという点が大きな違いでございます。

それと、もう1点のほうについては、具体的な勧告をしたケースというのはないようでございます。届け出件数はすぐ手元に出ないんですけども、数百件という単位ではございます。

【細見委員】 どうもありがとうございました。

それで、こういう景観問題というのを考えると、すぐ思い出すのが東京国立のマンションの問題なんですね。訴訟になりましたけど。私もちょっと興味があったので、数年前ですけども、まだ訴訟中のそのマンションを見に行ったことがあるんです。私の感じとしてはそれほど問題がないんじゃないかなという感じを受けたんですけども、ただ、沿道の掲示板には非常に大きなビラで住民の方々の反対だという意見が載っていました。

そういうことですので、これは私の個人的な見解なんですけども、そこにずっと住んでおられる方の景観に対する評価というのと、私みたいにぱっと行ってただ一瞬見たという人間の評価とは大分違ってくるなという感じがしたわけなんです。

これから要望ということでお話をしたいんですけども、先ほどちょっと出ていましたですね。公聴会を開いて住民の方々のパブリックコメントをやるということもご説明の中にあったと思うんですけども、そういう公聴会等についてはできるだけ早期に実施をすると、早い段階で実施をすると。そして、公聴会以外の何らかのパブコメをやる方法も将来的にはいろいろ考えていただいて、住民の方々、特に沿道住民の意見をよく聞いていただいて、最終的な基準に適合しているのかどうかという判断をしていただきたいというのが私の要望でございます。

以上です。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

大変貴重なお話をいただきましたが、細見委員のご発言は今要望というお話をされましたが、これは1つの意見として反映してほしいというふうに理解してよろしゅうございますか。

この都市計画審議会の場で景観計画を審議させていただくというのはここでは初めてのケースですので、意見を聞くという場合の意見というのをどういう形で聴取し、また審議会でそれを意見として取りまとめるかということについて今後幾つか試行錯誤が必要かと思いますが、意見を意見として反映していただくことを要望するような事項については意見として聴取させていただくと同時に、ご質問あるいは感想等でそれについてもし回答がきちんとここでなされれば、そういう議論がなされたと、ご発言があったということにとどめておくという幾つかの分類が考えられると思います。

ということで、今の細見委員のご発言を私なりにちょっと要約しますと、今後公聴会、それからパブリックコメント等を行うに当たり、できるだけそれを早期に行うと同時に、パブリックコメント等については多様な活用の仕方を考えてほしい。特に沿道住民の意見を適切に反映するように努めてほしいと。そのご質問というかご要望の背後に、沿道に住まれる方、あるいは地域に住まれる住民の景観に対する評価あるいは考え方と、専門家であるなしを問わずと思いますが、外部の者がそれをとらえるとらえ方とには隔たりというかギャップがあるかもしれないと、そういうことを踏まえて今のようなご要望のご発言があったと理解しますが、まず細見委員、私の今のような取りまとめでよろしゅうございますか。もし不適切ならもう1度ご発言いただければと思います。

【細見委員】 いや、結構です。

【会長】(岡田憲夫君) まず、順々にいきたいと思うんですが、今のご発言はそういうことで、都市計画審議会の意見の1つとして取りまとめさせていただくということでよろしゅうございますか。委員の方、何かご意見はございますか。それでよろしゅうございますか。

そうしましたら、そのほかにまたご意見、ご質問等がございましたらお受け したいと思いますが、いかがでしょうか。 どうぞ、森本委員。

【森本委員】 1つだけ質問したいと思います。異議があるわけではございませんので、大変いいことですので進めていただきたいと思うんですけど、京都では既にこういったことを先行的にやっているんですけども、いわゆる行政そのものの施策だけではなくて、民間というか第三セクター的な景観管理なんかに関する団体というのを位置づけて、その活動をサポートするというようなそういう枠組みがあるんですけども、ちょっと正確な言い方は、間違っているかもしれんのですけども景観管理団体だったか何だったか、ちょっと間違っているかもしれないんですけど、財団法人の組織を良好な景観とまちづくりをサポートしていくための団体として位置づけるというような枠組みがあったんですけども、この大阪府の景観計画ではそういった予定というか検討がここでは見られなかったように思うんですけど、それは特に別途検討されているのかどうかというのが、もしありましたらお伺いしたいと思うんですが。

【会長】(岡田憲夫君) それでは、事務局から回答を願います。

【幹事】(奥田憲裕君) お答えいたします。

景観法の中に、今のご発言では景観管理団体というようなお話がございましたけども、景観整備機構という、そういう位置づけがございます。

【森本委員】 そうです、そうです。

【幹事】(奥田憲裕君) NPO法人とか、あるいはご発言もいただきました けどもそういう公益法人、そういった団体がこの景観整備機構になるというふ うなことは一応位置づけられております。

大阪府の場合、まだちょっとそこまでの検討は今のところはできておりません。現在のこの景観計画の中で、そういう景観整備機構の位置づけというのは現在のところなされておりません。まだまだこの景観行政自身がこれからというところもありますので、今後の大阪府の取り組み、それから市町村が景観行政団体になって景観計画をつくっていくという市町村の取り組みもあわせて我々としては推進していきたいと思っておりますので、そういう進捗の中でまた民間の動きなんかも含めまして、そういう中でこういう団体についても検討してまいりたいと考えております。

【会長】(岡田憲夫君) 森本委員、よろしゅうございますか。

今の委員のご質問と今の事務局の回答で、これはご意見というよりはご示唆 をいただいたと理解してよろしゅうございますか。

それでは、そのようなご質問とアドバイスをいただいたと理解させていただいて、意見とは別にそういうふうなご示唆をいただいたというふうにさせていただきます。ありがとうございました。

そのほか、何かご意見をいただくことはございますか。ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

じゃ、私、会長のほうから確認のために質問させていただきますが、都市計画マスタープランとの整合について、景観計画では都市計画区域における整備、開発及び保全の方針についての適合を求められていますが、そういうことについているいろ議論をされて整合を図られていると思いますが、確認のために質問させていただきます。

【幹事】(石橋洋一君) 都市計画区域における整備、開発及び保全の方針 いわゆる都市計画区域マスタープランといった言い方をしておりますけども、 それと今回の景観計画との整合といったような観点から申し上げますと、まず 先ほども説明の中でございましたけども、私ども大阪府の都市計画部局は、この景観計画の策定に当たって庁内のそういった連携組織といいますか、そういったところに入っておりまして、関係部局が調整しながら取り組んでいるということが1つございます。

そして、この整備、開発、保全の方針、都市計画のマスタープランでございますけども、これはもともとございました大阪府の景観形成基本方針といったものを踏まえて都市景観に関する方針を定めておりますので、この大阪府の景観計画というのは景観形成基本方針に即して定められているということから、都市計画区域マスタープランと今回の景観計画というのは整合が図られていると考えております。

また、今回の景観計画というのは、例えば建物の高さとか壁面の位置とかそういったものを個別に定めておりませんので、具体の都市計画との不整合といったものも生じることはないと考えております。

以上です。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

それでは、整合が図られているということですので、私はそういうふうに理解いたしましたが、そのほか何かございますか。

もしございませんようでしたら、先ほどの議論を踏まえまして、要望としてのご意見が1件ございました。先ほど私が要約させていただいたことをもう1度整理させていただいた形で、これを審議会の意見として提示させていただくということにしたいと思います。そのほか、関連して意見というか質問、質疑がなされたということで取りまとめをさせていただきたいと思います。

そのようなまとめ方でこれらの意見を議第269号に係る本審議会の意見と させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。

ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の審議は終了いたしました。本日ご審議いただきました議案につきましては、直ちに事務局に必要な手続を進めさせます。

6 「大阪府防災都市づくり広域計画(案)の策定」について

【会長】(岡田憲夫君) それでは、引き続きまして大阪府防災都市づくり広域計画(案)の策定について、事務局から報告があります。

【事務局】(池田一郎君) 都市整備部総合計画課参事の池田でございます。 よろしくお願いいたします。

大阪府防災都市づくり広域計画(案)についてご報告させていただきます。

本日、その概要につきまして、お手元にお配りしております資料6、A3の 横長の資料でございますが、それと前方のスクリーンのスライドをごらんいた だきながらご説明をさせていただきます。

まず、本計画策定の背景でございますが、大阪府では平成7年の阪神淡路大震災以降、さまざまな震災対策に取り組んでおります。平成18年度には大阪府自然災害総合対策検討委員会におきまして、府域に影響のある直下型地震や東南海・南海地震による被害想定を行って発表をされております。

本計画はこの被害想定を踏まえまして、大阪府地域防災計画や災害に強い都市づくりガイドラインに基づきまして、都市防災の中でも大規模地震に起因する大火災への対策を対象としました計画でございまして、大阪府や市町村が策定します都市計画区域マスタープランですとか個別の都市計画に関する指針とするものでございます。

計画の目的は、ただいま申し上げました大規模地震に起因する大火への対策を対象として都市計画のマスタープランや個別の都市計画の指針とするということでございます。

計画の位置づけでございますが、地域防災計画におけるさまざまな施策の中で、地震災害に対する防災性の向上を図るための都市計画に関する取り組みと重なるところを防災都市づくり計画と称しております。

大阪府防災都市づくり広域計画は、大阪府内全域を対象といたしまして、大規模地震時の大火による被害を抑制するために広域的な都市レベルで必要となる取り組みといたしまして、市街地全体の不燃化、それから都市防火区画、広域避難地に関する都市計画上の方策を示したものでございます。

本計画の策定に当たりまして、4点の課題を抽出いたしました。

まず1点目は、密集市街地を中心に不燃領域率の低い区域が広がっておりまして、建築物の不燃化促進が必要であるということでございます。

東京都と大阪府の防火地域、準防火地域の指定状況を比較いたしますと、東京都では建ぺい率50%以上の区域にも準防火区域が広く指定されておりますが、大阪府では建ぺい率60%以上の区域 かなり広い範囲に設定されておりますが の中でも防火・準防火の地域指定があまり進んでいないという、このあたりに限定されますという状況でございます。その結果、図に示しますように市街地の燃えやすさの目安となります不燃領域率40%未満の区域が府下の広い範囲に分布する状況となっております。

次に、2点目は、都市計画道路の沿道の不燃化が進んでいないなどによりまして都市防火区画の整備率の低い区域が広がっているということで、都市防火区画を備や沿道の不燃化など都市防火区画整備率の向上が必要であるということでございます。

都市防火区画整備率と申しますのは、道路や公園、不燃建築物などによりま

して市街地の延焼遮断帯を整備できている率、割合ということでございます。

本計画では、図に示しますように、先ほど申し上げました大阪府自然災害総合対策委員会で平成17年、18年に想定されました大規模地震による最大延焼範囲 着色している部分でございますが を中心とした、この線で囲っている区域を対象に都市防火区画を設定したシミュレーションを行っておりまして、その結果、現在整備率の低い区域、着色の濃い区域が府下に広がっておるという結果になっております。

また、3点目は、市街地において10ヘクタール以上の規模の広域避難地が おおむね確保はされておりますが、一部その確保が困難な区域がございまして、 何らかの手法による確保、または10ヘクタール未満の避難地周辺の建築物の 不燃化促進が必要であるということでございます。

図に示しておりますのは先ほど申し上げました設定した都市防火区画の単位で、広域避難地との距離が2キロメートルを超える地域の割合を広域避難困難区域率としてあらわしたものでございます。着色の濃い区域が困難区域率が高い区域ということでございます。

最後に、4点目は、これらの状況から防災都市づくりを広域的に進めるためには、地域地区制度をはじめまして都市計画上の施策強化が必要であるということでございます。

これら4点の課題を踏まえまして、防災都市づくりを推進する実現化方策といたしまして5点を取りまとめております。1点目は、本計画を都市計画区域マスタープランに位置づけることとあわせまして防災街区整備方針を充実させるということ、2点目が、市町村によります防災都市づくり計画の策定と市町村マスタープランへの位置づけを働きかけるということ、3点目が不燃化の促進による防災街区の整備、4点目が都市防火区画(延焼遮断帯)の整備促進、5点目といたしまして広域避難地の確保でございます。

この5点の方策につきまして、順に説明をさせていただきます。

まず1点目の、本計画の都市計画区域マスタープランへの位置づけと防災街 区整備方針の充実についてでございます。

大阪府は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 いわゆる都市計画 区域マスタープランに本計画を位置づけること、それと防災街区整備方針をよ

り具体的にするということで、密集市街地の整備促進や防火地域、準防火地域 の指定促進によります市街地の不燃化促進を市町村と連携して進めていくとい う計画としております。

本計画では、今後防災街区整備方針の対象とすべき密集市街地というものを 都市計画基礎調査データをもとに試算をしておりまして、その結果はこちらの 図のように府下の広い範囲に点在しているという状況でございます。

次に、2点目の、市町村による防災都市づくり計画の策定と市町村マスター プランへの位置づけについてでございます。

本計画及び大阪府の都市計画における位置づけの強化を踏まえまして、市町村におきましても防災都市づくり計画の策定や都市計画に関する基本方針いわゆる市町村マスタープランへの各種施策の位置づけについて積極的に取り組んでいただけるよう、我々大阪府が働きかけていくという計画でございます。

特に密集市街地を抱える市町村におかれましては、災害危険度判定調査の実施や防災街区整備方針に基づく市町村のより具体的な考え方といったものをお示しいただきまして、都市計画に反映するということを働きかけていく計画でございます。

次に、3点目の、不燃化の促進による防災街区の整備についてでございます。

大規模地震時の大火によります延焼拡大を防ぐためには、街区全体の不燃化を促進させるように各建築物に対しまして一定水準の耐震性能や不燃性能を求める規制誘導が必要となります。そのために、市街化区域における建ペい率60%以上の区域に対する準防火地域の指定促進、それから、特定防災機能を向上させるための防火地域や特定防災街区整備地区の指定の検討、また密集市街地における地区計画等による規制誘導、さらに建築基準法、密集市街地整備法、耐震改修促進法との連携によります規制誘導という4つの施策を推進していく計画としています。

ただいま2番に挙げました特定防災街区整備地区でございますが、建築規制の強さが防火地域と準防火地域の中間に位置するものでございまして、主に2階建て、延べ床面積が500平米以下の小規模な建築物についても準耐火建築物以上の不燃性能を求めることができます。また、路線型の指定、スポット型の指定といったことも可能で、特定防災機能の強化にも活用できますので、今

後は市町村と連携してこの地区の指定を積極的に検討してまいりたいと考えて おります。

4点目の、都市防火区画(延焼遮断帯)の整備促進についてでございます。

本計画では、大規模地震時の同時多発火災による延焼が拡大するのを防ぐために延焼遮断帯となる都市防火区画の整備率を向上させるための施策として、3点を示しております。

まず1点目が、都市防火区画を構成する道路沿道の不燃化の促進でございます。2点目が、街区全体の不燃化の促進でございます。3点目が、都市防火区画を構成する都市防災施設等の整備促進でございます。

こちらに示しますのが、先ほどごらんいただきました都市防火区画の整備率の図面でございますが、こちらが現状でございます。都市計画道路等が完成した場合の都市防火区画整備率の改善状況を試算したものでございまして、地域によっているいるあるのですが、大阪府と市町村が連携して施策を進めることによる都市防火区画整備率の向上効果を示しております。

5点目の、広域避難地の確保についてでございます。

広域避難地は地震に伴う市街地火災から避難者の生命・身体を保護する役割を担うものでございまして、地域の実情に応じて十分な機能を持つ施設が適正に配置される必要があります。

避難困難区域の解消を図るために、まず1点目としまして、規定の広域避難地についてその性能、有効性を都市防災の関係から精査する。2点目といたしまして、広域避難困難区域を解消するための避難地を追加する。3点目といたしまして、広域避難地の新設が困難な場合の代替策として、町全体を不燃化させる、地区レベルの防災拠点機能を強化させる、消防力を向上させるなどの施策により、その補完をするということでございます。

こちらの図面は、先ほどお示ししました広域避難困難区域の状況でございます。広域避難地の2キロメートルの圏内を避難圏域としたものが緑色の外側のラインでございまして、広域避難地を追加することによってその2キロメートルの範囲内に入るというエリアが、この水色で追加しているエリアでございます。

この広域避難地の追加の有効性を精査するためには、延焼危険度シミュレー

ションですとか避難路の道路閉塞確率などの解析が必要でございまして、詳細な建築物データを保有しています各市町村に対して街区レベルの検証を働きかけていく計画としております。

以上が大阪府防災都市づくり広域計画の概要でございまして、大阪府内全域を対象として、大規模地震時の大火による被害の抑制について広域的なレベルで必要となる市街地全体の不燃化、都市防火区画の整備、広域避難地の確保について都市計画上の方策を示したものということでございます。

今後の展開でございますが、本計画に示しました各方策を今後改定されます 都市計画区域マスタープランや防災街区整備方針に位置づけることによりまして、市町村のマスタープラン及び各都市計画事業への浸透を図っていく計画で ございます。

今後の予定でございますが、本日の都市計画審議会へのご報告の後、8月下旬からパブリックコメントを行いまして広くご意見をちょうだいした上で、年内12月中旬ごろには計画を確定、公表していきたいと考えております。

報告は以上でございます。どうもありがとうございました。

【会長】(岡田憲夫君) ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。ございませんでしょうか。

私から1つ意見というか、今お示しいただいたことは大変重要な問題だと思いますし、私も専門家の1人としてこれがどういうふうに進むか興味を持って見守っていきたいと思うんですが、1つは、ここでお話しになっていた関係市町村との連携をどういうふうに図るか。特に、先ほどこれの浸透を図るとおっしゃっていますが、それを具体的にどういうふうにするのかということについて、ぜひいろんな工夫をしていただきたいと思います。

それから、この今の資料の2枚目ですか、防災都市計画基礎調査に基づく町 丁目データによる概算のようなこういう資料がございますが、ぜひこういうふ うな資料というか、ある種のこれは現状診断だと思いますが、地域のというか 府内の安全・安心にかかわるいろんな項目についてのデータをぜひこういう形 でいろいろ示していただいて、可能な範囲で公表していただいて、現状診断に つなげていくと。それから、これは時間軸上でいろんな形で追っかけていくこ とで、それがどういう形で変化しているのかということも見てとれると思います。

ですから、そういうようなことも含めてぜひ取り組みをしていただきたいと思います。これは私のある種のアドバイスというんでしょうか、こうしていただきたいということを申し添えたいと思います。

そのほか、ご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これをもちまして平成20年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。委員の皆様方には議事の進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

午後3時52分閉会